

茨城県行財政改革の「これまで」と

本県財政の危機的状況を克服し、持続可能で健全な財政構造を早期に確立するため、

さらなる 取り組み



さらに厳しく徹底した 行財政改革に取り組んでいます。

新たな第5次行財政改革大綱（推進期間：平成21年度～23年度）に基づき、「財政構造改革」「出資団体改革」「県庁改革」「分権改革」の4つを改革の柱として、これまで以上に徹底した取り組みを全庁挙げて推進しています。

職員数の削減・人件費の抑制

- ・さらなる職員数の削減に努め、平成18年度から平成23年度までの6年間で一般行政部門職員数を757人（13.1%）、教育部門職員数を1,066人（4.5%）の削減を図ります。
- ・加えて年功的な給与上昇の抑制など給与制度・構造を見直し、平成21年度から平成23年度まで（推進期間）の3年間で人件費総額を100億円程度削減します。

職員数の削減目標

	H17年度	H23年度	増減
一般行政部門	5,767人	5,010人	▲757人(▲13.1%)
教育部門	23,944人	22,878人	▲1,066人(▲4.5%)

徹底した無駄の排除

- ・「一円たりとも無駄にしない」といったコスト意識のもと、無駄排除に向けた取り組みを徹底します。

職員の意識改革・組織の活性化

- ・業務の成果として顕れた業績などを評価する新たな人事評価制度を導入します。
- ・「指示待ち」ではなく、自ら課題を見つけて積極果敢に仕事に取り組む風土を醸成します。

県民・企業等との連携・協働の推進

- ・「公共施設サポーター制度」による地域づくりなど、地域住民や企業等との連携・協働による取り組みを推進します。



道路ボランティア団体の環境美化活動

県税徴収率の向上

- ・タイヤロック方式による自動車差押の強化やインターネット公売の推進など徹底した滞納整理を実行します。
- ・電子納税やコンビニ納税の普及推進などにより自主納税を促進します。

事務事業の見直し

- ・すべての事務事業について、ゼロベースの視点で抜本的な見直しを行い、歳出の削減に努めます。

出資団体のあり方の抜本的見直し

- ・「廃止」「統合」「民営化」など、出資団体のあり方を抜本的に見直します。

地方分権の推進

- ・国から地方への権限移譲や地方税財源の充実・強化などを国に積極的に働きかけ、分権改革を推進します。

市町村への権限移譲の推進

- ・住民生活に身近なサービスは最寄りの市町村で受けられるよう、市町村への権限移譲を積極的に推進します。



パスポート申請・受領を県内の市町村で最初に開始したつくば市役所窓口

財政危機を克服し、

「人が輝く 元気で住みよい いばらき」の実現へ

「さらなる取り組み」

徹底した行財政改革に取り組んでいます。

茨城県では、質の高いサービスを最少の経費で提供できる簡素で効率的な行政システムを構築するため、全庁一丸となって「行財政改革」を推進してきました。

しかし、本県財政は、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減や世界的な金融・経済危機の影響等による県税収入の大幅な減収などにより未曾有の危機的な状況に瀕しています。

こうした深刻な財政危機を克服し、持続可能で健全な財政構造を早期に確立するため、「第5次行財政改革大綱」(H21.2月策定)に基づき、さらに厳しく徹底した行財政改革に取り組んでいます。

行財政改革の取り組みは、毎年度、改革の推進状況などを分かりやすく公表し、皆さまのご意見などをいただきながら着実に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

これまでは これまでの行財政改革の主な取組状況 (平成6年～20年)

本県では、これまで平成7年度以降20年度まで、4次にわたる行財政改革大綱を策定し、歳入・歳出全般にわたるさまざまな改革に取り組んできました。

職員数の削減

一般行政部門…1,360人削減
(▲20.0%)
教育部門………2,109人削減
(▲8.3%)

※一般行政部門の削減率は全国第12位

人件費の抑制

約843億円削減
(給与カット、期末手当等削減、
職員定数削減など)

事務事業の見直し

約2,768億円を確保
(一般行政施策の見直し、
公共投資の縮減・重点化、
内部管理経費の節減など)

県税などの歳入対策

約708億円を確保
(県税収入………約574億円
使用料手数料等…約66億円
県有未利用地の売却収入
…約68億円)

出資団体の経営改善

単年度赤字団体数を13団体
削減
(H7年度決算)25団体
→(H19年度決算)12団体

職員の意識改革や県民サービスの向上

県民サービス憲章制定(H15)
職員提案制度「アイデアオリンピック」の実施(H15～)
新たな人事評価制度の試行(H18.12月～)

市町村への権限移譲

56法令710事務の権限を移譲
H14年度から「まちづくり特例市」制度※を導入

※「まちづくり特例市」制度:一定規模以上の市を対象に、市からの申請に基づき、「まちづくり特例市」に指定し、自主的かつ総合的にまちづくりに取り組めるよう土地利用や福祉等の事務を包括的に移譲する制度

さまざまな成果を
あげています。

